

松阪市 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型/月単位）特記仕様書

1 月2回土日完全週休2日制の定義

月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成届の提出日までを対象期間^{※1}として、原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日という。）を現場閉所日^{※2}とし、かつ、4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）を現場閉所とするものをいう。

ただし、別紙3により閉所日が定められている場合は、指定土日に替えて当該日（以下、「特記閉所日」という。）を現場閉所日とし、以下、「土曜日・日曜日」は「特記閉所日」と読み替える。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により現場閉所日を別の日への振替可能とする。この場合において、受注者の責によらず現場閉所日の作業を発注者が指示し、作業日の振替を行った場合は現場閉所日と同様に扱う。

振替可能な期間は、対象期間中で振替作業を行った休日から4週間以内とする。

なお、同一現場で分離発注工事がある場合は、各発注工事単位で現場閉所の判断を行うものとする。

2 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

4 受注者は、別紙3により閉所日が定められている場合を除き、契約後10日以内に土曜日を閉所する週を様式1にて監督員へ報告すること。

また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

- 5 一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は他の受注者の週休2日の取組みに支障が生じないよう各工事間の調整を適切に行うこと。
- 6 受注者は対象期間中、毎月、休日等取得計画／実績書を作成し、発注者に提出すること。
- 7 週休2日に関する経費は、当初積算時に、通期単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の(1)②）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上する。
- 8 工事の精算にあたり、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の(1)①）に増額変更するものとする。
また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 9 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日又は特記閉所日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。
（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

- 10 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)

	週休二日制取組宣言
建設労働者の「働き方改革」を進めるため 週休二日制に取り組んでいます！	
<事業所名>	
三重県建設業労働時間削減推進協議会 【三重県、三重労働局、三重県建設業協会】	

【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

（１）複合単価

複合単価の労務単価は、以下の補正係数を乗じて補正する。

【月単位の週休２日（４週８休以上）】

①労務費：１．０４

【通期の週休２日（４週８休以上）】

②労務費：１．０２

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（２）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、（１）の補正係数から算出した以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）ロ．基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、（１）の補正係数を用いて算出した以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の改修補正率を用いた上記の式により基準単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要 ※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場」：市場単価及び補正市場単価、「物価」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び低圧 ファンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダクト等取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

別紙2 月単位の週休2日の考え方

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

（A月、B月）

A月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。

（C月）

C月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土日をやむを得ず振替える場合（D月、E月）

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ E月の現場閉所日としてみなす
（D月の現場閉所日としない）

※D月の4週8休以上の率算出時に注意

現場閉所日の指定について

☐ 本工事においては、指定土日以外の日を現場閉所日として指定しない。

☐ 本工事においては、指定土日を現場閉所日とせず、以下に定める日を現場閉所日とする。

現場閉所日は、
とします。

※指定土日と同様となるように4週6休の指定を原則とします。

上記の指定日を含め、4週8休以上となるように発注者と協議の上、現場閉所日を決定する。

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかにチェックを入れてください。

※特記仕様書別紙3により現場閉所日の指定がある場合は、提出不要です。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第 、 週」 とします。

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

※対象期間内におけるすべての土曜日と日曜日を現場閉所することができた場合、工事竣工検査評定書（2. 施工計画及び工程管理）において加点評価をする。

※月単位の週休2日を達成した場合は経費等を増額変更し、通期の週休2日が達成できなかった場合は、補正係数を除き減額変更するものとする。